

山梨県公報

第二千三百六十九号

平成二十五年

十一月十八日

月 曜 日

目 次

- 家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………七三九
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………七三九
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(四件)……………七三九
- 公共測量の実施……………七四二
- 建築基準法に基づく監督命令……………七四二
- 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員……………七四二

教育委員会

告 示

山梨県告示第三百六十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十五年告示第二百九十二号)は、解除する。
平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第三百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十五年十一月十八日

二 指定道路の位置

- 三 南アルプス市藤田字双柳二千四百六十一番九
指定道路の幅員
最大幅員六・〇三メートル、最小幅員六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長
四十二・五三メートル

山梨県告示第三百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十五年十一月十八日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市藤田字双柳二千四百六十一番十
- 三 指定道路の幅員
幅員六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
四十二・五一メートル

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南都留郡富士河口湖町長浜字上足和田二〇六五	梶原歌吉
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二四〇五の二	三浦助次郎
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二三七〇の二	渡辺喜久
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二三六八の二	渡辺喜之
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二三七六の二	朝比奈幾太郎、朝比奈義一、朝比奈準、朝比奈昇平、朝比奈善哉、朝比奈照吉郎、朝比奈登、朝比奈徳雄、朝比奈敏博、朝比奈信美、朝比奈光雄、朝比奈洋一、朝比奈芳太郎、朝比奈與一
南都留郡富士河口湖町精進字瀬々波五五三の内六	渡邊智
南都留郡富士河口湖町長浜字一之瀬笠石二二〇八の三、二二〇八の五	八王子神社

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年十月九日農林水産省告示第二千六百一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を丹波山村役場及び鳴沢村役場に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡丹波山村字東山三六二八・三六三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六三五	木下静子
北都留郡丹波山村字落瀧三二七三の二	法興寺
北都留郡丹波山村字トヤクボ三八四四の内一（次の図に示す部分に限る。）	船木考男
北都留郡丹波山村字火の口二九七三の五	久島好一郎
北都留郡丹波山村字火の口二九五四から二九五六まで	守岡謙太郎
北都留郡丹波山村字ちノ久保二八七二の一	守岡恒夫
北都留郡丹波山村字阿ま免平二九一四の四	守屋嘉重
北都留郡丹波山村字火の口二九七三の一、二九七四、二九七五の一、二九七六の一、二九七七	寶藏寺
北都留郡丹波山村字源太川一四〇四の乙	守岡みどり
南都留郡鳴沢村字水木草里四二三の四二	渡邊孝一郎
南都留郡鳴沢村字大木原二四五三の六九	三浦静雄

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹波山村・鳴沢村（以上二村について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十月九日農林水産省告示第二千六百二一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市牧丘町牧平字原三〇四四、三〇四四の内一	堀内爲朝、長谷川与市、武川譽盛
山梨市水口字湯浦一六一四の一	松土浩之
山梨市牧丘町牧平字下ノ差二七七二の三八	長谷川一征

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山梨市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十月九日農林水産省告示第二千六百三三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡富士河口湖町浅川字大沢里一四八四	外川季治
南都留郡富士河口湖町浅川字湯元一三六二	外川健兒
南都留郡富士河口湖町浅川字外沢一五〇七、一五一一、一五一四、字石原七六五、字尾相場八四二	外川元治
南都留郡富士河口湖町河口字東下側二二七	中村芳夫
南都留郡富士河口湖町大石字明光山二九三八の内二	堀内弘達

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士河口湖町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十月九日農林水産省告示第二千六百四号

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、平成二十五年十月三十日付けで南アルプス市から次のとおり公共

測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量(道路台帳作成)

二 作業期間 平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月十四日まで

三 作業地域 南アルプス市の一部

● 建築基準法に基づく監督命令

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号。以下「法」という。)第七十七条の三十

第一項の規定により指定確認検査機関に対し命令をしたので、同条第二項の規定により

次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 監督命令をした年月日
平成二十五年十一月一日

二 監督命令を受けた指定確認検査機関

1 名称 株式会社YKS確認検査機構

2 事務所の所在地 山梨県甲府市国母三丁目十五番二十八号中山ビル二百二号室

3 代表者の氏名 代表取締役 柳沢健夫

三 監督命令の内容

確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認申請書の審査において、法の規定に適合していない建築計画を見過ごしたまま申請者に対して確認済証を交付し、結果として法第六条の第二十一項の規定により確認済証を失効させたことに鑑み、このような事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合していないことを見過ごすような不十分な審査を再発させないよう、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を作成し、平成二十五年十二月二日までに提出すること。

また、当該業務改善計画の確実な実施のため、この命令の日から一年間、当該業務改善計画の実施状況について、社内における内部監査を経た上で、四半期毎に報告すること。

四 監督命令の原因となった事実

確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認申請書の審査において、過失により、当該確認申請書に係る建築計画が法第四十八条第一項の規定に適合していないことを見過ごし、申請者に対して確認済証を交付した。

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員

平成二十六年山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十五年十一月十八日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左エ門

平成二十六年山梨県公立高等学校等入学者募集定員

(全日制課程)

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計
-------	-----------------	-----	---

甲府工業					甲府東	甲府南	甲府西	甲府第一	斐崎工業	斐崎	北杜	
電子科	土木科	建築科	電気科	機械科	うち理数コース科	理数科	普通科	普通科	英語科	普通科	総合学	うち理数コース科
三五	三五	三五	七〇	七〇	〔四〇〕 二四〇	四〇	二四〇	二四〇	四〇	二四〇	一二五	〔三〇〕 一一〇
二四五					二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	一八〇	二四〇	二三五	

笛	身	峡	市	増穂商業		白	巨	農					甲府昭和	甲府城西		
吹	延	南	川	英	普	情	商	う	う	食	造	環	森	シ	普	総
食品化学科	普通科	総合学	(電子機械科・クラフト科・土木システム科)	英語科	普通科	情報処理科	商業科	うち文通コース科	うち理数コース科	食品科	造園緑地科	環境土木科	森林科学科	システム園芸科	普通科	総合学
四〇	一二〇	一〇〇	九〇	三〇	一二〇	六〇	六〇	〔三〇〕 一九〇	〔四〇〕 二四〇	三五	三〇	三〇	三〇	三〇	二八〇	二八〇
二九〇		一〇〇	九〇	一五〇		一二〇		一九〇	二四〇	一五五					二八〇	二八〇

甲府商業	富士河口湖	富士北稜	吉田	都留興譲館			上野原	都留	塩山		山梨	日川			
商業科	普通科	総合学科	理数科	普通科	工業科 (機械工学科・電子工学科・ 制御工学科・環境工学科)	英語理科	普通科	総合学科	普通科	商業科 (商業科・情報ビジネス科)	普通科 うち英数コース	普通科 うち英語総合コース	普通科	総合学科	果樹園芸科
一七五	二四〇	二四五	四〇	二四〇	一一〇	四〇	一六〇	一七〇	二四〇	六〇	一五〇 「三〇」	一九〇 「三〇」	二四〇	九〇	四〇
二八〇	二四〇	二四五	二八〇	三三〇			一七〇	二四〇	二二〇	一九〇	二四〇				

甲陵	情報処理科	一〇五
普通科		八〇
隣接都県募集		八〇

学校名	対象都県	学科(コース)名	定員
北杜	長野県	普通科 普通科	二四
身延	静岡県	総合学科	二〇
上野原	東京都、神奈川県	総合学科	二〇

学校名	学科(コース)名	定員	計
甲陵	普通科	四〇	四〇

全日制合計	六、四二〇
-------	-------

(注) 一 定員欄の「」は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

二 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

三 峡南高校は、工業科三学科を一括して募集する。

四 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。

五 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。

六 「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

七 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

(定時制課程)

学 校 名	(通信制課程)														学 校 名			
	定 時 制 合 計	ひばりが丘			中 央						都 留	山 梨	巨 摩	甲 府 工 業			韭 崎	
		夜	昼		夜		昼				夜	夜	夜	夜			昼	
		普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科	情 報 経 理 科	普 通 科(午 後)	普 通 科(午 前)	普 通 科	普 通 科	普 通 科	建 築 科	電 気 科		機 械 科	普 通 科	
		三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	四〇	六〇	六〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇		四〇	四〇	
五七〇	九〇			二〇〇						四〇	四〇	四〇	二二〇			四〇		
計															計			

わ か ば 支 援	あ け ぼ の 支 援		甲 府 支 援		ろ う			盲						学 校 名	(特別支援学校)	中 央	
	高 等 部		高 等 部		高 等 部		幼 稚 部	高 等 部				幼 稚 部	部	衛 生 看 護 科		普 通 科	
	普 通 科	普 通 科 (重 複 障 害)	普 通 科	普 通 科 (重 複 障 害)	普 通 科	普 通 科 (重 複 障 害)	普 通 科	専 攻 科 ・ 理 療 科	専 攻 科 ・ 保 健 理 療 科	保 健 理 療 科	普 通 科 (重 複 障 害)	普 通 科	学 科 (コ ー ス) 名	二 〇		一 八 〇	
三 三 二	若 干 名	八	若 干 名	八	若 干 名	八	若 干 名	八	八	八	若 干 名	八	若 干 名	定 員	二 〇〇		

かえで支援			ふじざくら支援		やまびこ支援		
高等部			高等部		高等部		
普通科職業実践コース	普通科生活社会基礎コース(重複障害)	普通科生活・社会基礎コース	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)	普通科	普通科(重複障害)
	若干名	三三二	若干名	一六	若干名	一六	若干名
三三二							

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番